

立川市議会 立川市議会政治倫理条例検討会議記録

令和5年4月13日（木曜日）

開議 午前9時59分 散会 午後0時39分

出席委員（7名）

議長	長 木原 宏 君	議員	上 條 彰 一 君
副 議長	長 高 口 靖 彦 君	議員	稲 橋 ゆみ子 君
議員	員 頭 山 太 郎 君	議員	大 石 ふみお 君
議員	員 山 本 みちよ 君		

議会事務局職員

事務局 長	秋 武 典 子 君	主 任	小 林 直 岐 君
事務局 次 長	諸 井 陽 子 君	主 任	武 藤 庸 平 君
庶務調査係 長	大 澤 善 昭 君		

会議に付した事件及び審査結果

- 1 HPでの意見募集…P2
- 2 調査請求から政倫審付託までの流れの確認…P8
- 3 政治倫理条例の目的の検討…P12
- 4 審査会及び委員の検討…P15
- 5 政治倫理基準の検討…P22

〔開議 午前9時59分〕

○議長（木原 宏君） ただいまから立川市議会政治倫理条例検討会議を開催いたします。

本日が第4回目の開催となります。本日の議題につきましては、お手元に配付の日程のとおりでございます。

本日の進め方についてお諮りをしたいと思います。もう既に皆様方のところに御通知がいつているとおり、今日の協議事項が非常に多岐にわたっておりまして、ボリュームも非常に大きくなっているということで、3時間を予定をしているところでございます。皆様方、議事の進行に特段の御協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

初めに、本日の資料について議会事務局から説明をお願いいたします。

次に、本日御検討いただきたい事項について事務局から説明をお願いします。

1、HPでの意見募集、2、調査請求からの政倫審付託までの流れの確認、3、政治倫理条例の目的の検討、4、政治倫理基準の検討、5、審査会及び委員の検討の大きく五つの検討項目がございます。

このそれぞれについて項目ごとに事務局からの説明の後、順次御検討をお願いしたいと思います。

なお、4の政治倫理基準の検討は、本日の中で一番時間が要することが予想されるため、先に5の審査会及び委員の検討の後、4の政治倫理基準の検討に入りたいというふうをお願いをさせていただきます。

最後に、次回日程の確認をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

初めに、本日の資料について議会事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 本日の資料については、全て議会クラウドに上げており、紙の配付

はございません。

議会クラウドの市議会、立川市議会政治倫理条例検討会議、R5、4月13日のフォルダを御覧ください。

資料1は、第4回検討会議における検討事項です。本日は、この内容に沿って、御検討をいただきたいと思います。

資料2は、ホームページに掲載予定の意見募集のページ案です。

本日は、この内容で問題ないか御検討いただきたいと思います。

資料3は、立川市議会議員政治倫理条例の前文と第1条の改正案及び逐条解説のたたき台になります。

本日は、たたき台の方向性について問題ないか御確認いただきたいと思います。

資料4は、各会派からいただいた政治倫理基準の御意見を条例第3条の各号ごとに意見をまとめたものでございます。また、条例に項目を追加する御意見については、内容ごとに最後にまとめてあります。本日は、各号ごとに御検討いただきたいと思います。

資料5は、地方自治法第92条の2が改正されたことから、自治法の改正内容及び条例の改正案になります。

本日は、自治法の改正をどのように対応するか、御検討いただきたいと思います。

参考資料は1から5まででございます。これらは、政治倫理基準の見直しについて、各会派から御提出いただいたものをそのまま掲載しております。必要に応じて御覧ください。

資料の説明は以上です。

HPでの意見募集

○議長（木原 宏君） それでは、日程1、HPでの意見募集を議題としたいと思います。

資料1を御覧ください。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、HPの意見募集について、事務局から御説明いたします。

資料1を御覧ください。

まずは、（1）のページの概要を御説明します。

意見募集のページは、市のホームページのパブコメやアンケートの意見募集の機能を使用します。そのため、ページは議会ホームページの中に置くことはできず、市のホームページの中に置くことになります。議会ホームページ内にリンクを設定することで、すぐにアクセスできるようにいたします。

議会日より4月25日号でも意見募集を行っていることをお知らせします。そのため、遅くとも議会だよりの配布が始まる4月21日までには、意見募集ページを公開する予定です。

次に、（2）の意見募集の内容を御説明いたします。

意見募集する内容の案について、資料2を御覧ください。

まず、意見募集の期限は7月31日までとしています。これは、おおよその方向性が7月中には決まる予定で、その後に意見が届いても反映させることが難しいと考えられるからです。

続いて、記入フォームの部分について御説明いたします。

最初の3項目は、回答者の属性として、年齢、性別、居住地をお聞きしています。

次の2項目は、回答者の議会に対する関心をお聞きするための項目です。この項目により回答者がどのくらい立川市議会に対する具体的な問題意識をお持ちの上で回答されているのかを推測することができます。

それ以降の項目が、具体的な意見をお聞きする項目で、上から、立川市議会議員に限らず地方議会議員の政治倫理に対しどのような問題意識をお持ちか。立川市議会議員の政治倫理に対する評価。立川市議会議員の政治倫理について具体的に問題と考えること。政治倫理条例の改正すべき点。その他、立川市

議会に対する意見をお聞きすることとしています。

お示した項目はあくまで例ですので、項目の追加や変更などの御希望がございましたら、御意見をお願いいたします。まずは、現状のままで開始し、必要があれば項目を修正するという形でも差し支えないかと考えております。

以上について、意見募集のページの概要は御説明したとおりでよろしいか。4月21日は御説明した案のとおり公開してよろしいか。そのほか、具体的に意見を求める項目を追加する必要があるかについて御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について皆様に御議論をいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

御質疑はございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 事務局のほうでよくまとめていただいているのではないかと思います。過日、議会だよりの打合せもありましたけれども、その中で8ページにしっかりと案内募集を、市民の方に意見を募集するということを入れさせていただいております。

また、ホームページのほうの見直しを行っていきすという記入の具体的な方法も、議会だよりのことも入れていただいて、一つのまた参考になるのかなというふうに思いますし、この立川市政治倫理審査会が行われて、その結果等も公表していますので、私は、市民の方がこの結果を受けて、どういうふうに思ってるのかなということをぜひ知りたいと思います。

あれだけの会議をして、結果を議会として出しました。そのことに対して市民の方、何か、どんな意見持ってらっしゃるのか。ぜひ多くの御意見をお寄せいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私も、全体としてよくまとまっているのではないかと思います。

その上で、このホームページの意見募集のところなんです、政治倫理条例の見直しを行っていますというところの大書きをしている横に、市民の皆さんの御意見をお聞かせくださいという、意見募集をしているんだという、その意見を寄せてほしいんだということの大書きに入れていたらいいんじゃないかなと。本文を見れば、そこら辺分かるんですが、やっぱり見出しというのは大事なので、より意見を寄せやすくなるというふうに思います。

それから、先ほど頭山委員のほうから御発言があった、初の審査会の評価の部分というのは、私もぜひ市民の皆さんの率直な意見をお聞きをしたいと思うんで、それも項目として入れていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑ありますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今回のまとめも分かりやすくまとめていただいていることに、本当に感謝申し上げます。

それで、大枠はこういう表現の仕方で、ホームページの掲載もいいかなと思っておりますが、上條委員からの意見としては、そういう市民へのアピール、意見募集を積極的に行っているんだということの付け加えはお願いしたいと思います。

それで、この政治倫理条例の見直しを行っていますというところ、これは実際ここにいろいろと昨今の状況などがこうだからということで、立川市議会では時代に合わせた条例の見直しを行うこと、まさにそのとおりなんですけれども、この前段として初の審査会が行われたと、そういうことから見えてきた課題がやっぱり、そこをしっかりと今の時代に適正なものにしていくために議論を重ねていくという、そういった趣旨を今までのプロセスも見える化、伝

える化というところで、入れ込んだほうがより市民の皆さんには、なぜこれをしなきゃいけないのかということが伝わりやすいのかなというふうに思います。

以上です。

ですから、ここから私たちが以前に立川市議会のホームページに掲載した事例がございますので、情報提供がございますので、そこにリンクがいくような形で、そういう事案があったということは、そこに適正かどうかですけれども、そういうことがあって、この見直しをするというつながりができればいいのかなというふうに私としては思いますので、意見をしておきます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑ありませんか。

○議員（山本みちよ君） 私どもの会派として、様々な意見もある中で、あくまでもこの基本条例の考え方として、個人的な案件をどこまで入れるのかというところの線引きって、なかなか一般市民の方に分かりづらいのかな。

あくまでも職務遂行の段階におけるものなんだよというところの明示がないと、例えばこの中の下のほうに、政治倫理条例について具体的に問題と考えることありますかという設問も出てきますけれども、ここの考え方のものがきちっと明示されないと、あらゆる具体的なことが、個人的なところの部分が出てくるのかなという、ちょっと懸念を感じるころがあるんですけれども、その考え方をそれでよしとするのかどうかという部分が気になります。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑。

○議員（大石ふみお君） やはり、市民の皆さんの募集を受ける場合、あまり先入観があるとなかなか答えられないことも出てくるというふうに思いますので、やっぱり簡潔に、私はこの例でいいというふうに思っています。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません。ちょっと細

かいことなんですけれども、この記入フォームのところで、少し、ん、と思ったところが、お互いに面識のある立川市議会議員はいますかという、ちょっとお互いにというのが、そこはちょっと理解が、見たときに、お互いというのは何か、自分は知っているけれども相手は知っているかどうかとちょっと書くときには悩んじゃう。だから、何かもっと簡単に面識のあるでいいかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質疑がありませんでしょうか。

今、御意見出されたのは、初の政倫審開催を受けてのこの評価を何うような内容を盛り込んでということが、頭山委員、上條委員からお示しをされたところでございますし、また前文のところですか、初の審査会を行い、見えてきた課題を検討するとかそういった内容のものを入れたらいいのではという意見もありましたし、市民の皆様方に先入観を持たせるのはいかがなものかと。先ほどの話ですと、どこまで個人のものを取り扱うかみたいなことにもつながってくるのかもしれませんが、そういった先入観を持たせるのはいかがかと、このままでよいという意見もありました。

また、具体的などころでは、この記入フォームのお互いに面識のある市議会議員はいますかというのをお互いに取って、面識のある市議会議員はいますかにしてはどうかという意見もありましたので、一つずつおまとめをいただければと思いますけれども、初の審査会を受けてのこの評価をいただく、これを盛り込んでいくということについては、皆様方いかがでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 今いろんな御意見ありましたので、例えば自由記載じゃなくて、選んでもらうようなのもいいと思いますし、その下にその他があれば書いてほしいんですけども、そういった個人的な、いろんなことは気をつけてくださいみたいな一文も入れたらどうかというふうには、今ほかの

方の意見を聞いて思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

そのような御意見もあったところでございますけれども、これ盛り込んでいくという方向性で考えていった場合、どのような選択の設問にするのか、自由記載にするのか、あるいは概要欄みたいなのところにはちょっと注意書きみたいなものを入れていくのかみたいな御意見もあったんですけれども、その辺の御意見をお聞かせいただければと思うんですけれどもよろしく願いいたします。

○議員（上條彰一君） 私も、選択肢を入れるというのはいいと思いますけれども、ただやっぱりそこだけでは、恐らくいろんな思いを持った方の思いというのは表現できないと思うので、自由筆記欄を入れてもらって、よかったという人はこういうところがよかったんだとか、悪いというんだったらこういうところが悪かったんだというようなところを分かるようにしたほうがいいと思いますので、そういう自由筆記欄と選択肢というのを併用していくべきなんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、御意見としては、選択設問あるいは自由記載欄、両方併用していったほうがいいのではないかとこの御意見もいただいたところでございますが。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私は、今この記入フォームのところでも事例を示していただいた内容が、とてもすっきりしていいかなというふうに思っています。

意見募集ですので、選択ばかりが多くてもいいかなものかと思いますが、まさに皆さんが率直に思うこと、少しそれは感覚としては違うというふうに思うところもあるにしても、自由意見を記述してもらうことが目的だと思いますので、この、今三つ書く欄があります。

立川市議会の政治倫理について具体的に問題と考えることはありますか、立川市議会議員政治倫理条例の改正すべき点を教えてください、その他、立川

市議会に対する御意見等ありましたら教えてください、まさにこの三つは適正な内容だというふうに思っております。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、様々御意見いただいたところでございますけれども、初の審査会に対しての率直な選択をしていたいただいた後、自由記載のところも設けると、設けてはというような話でしたけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） じゃ、事務局のほうもそれで可能ですか、技術的に。

○議会事務局長（秋武典子君） 技術的には大丈夫です。

○議長（木原 宏君） 大丈夫。

では、今の内容で選択欄と自由記載欄、初の政倫審を入れての評価ができるような、そういった設問を一つつくっていただければというふうに思います。じゃ、そのようにしたいと思います。

次に、この前文の部分に初の審査会を行い、見えてきた課題等を検討するみたいなことを、そういった内容を入れてはという意見と、いやいや先入観を持たせてはということで入れなくていい、このままでいいという意見が両方あるところでございますので、この部分についてどのようにするかを御協議いただきたいというふうに思います。

ありますか、御意見。

○議員（上條彰一君） 当然、この政治倫理条例の見直しというのは、初の政治倫理審査会をやって、いろいろやっぱり審査に当たっての不具合がいろいろあったので、改正をしなきゃいけないというそういうことがあって来ておりますから。そういう文言は、当然入れたほうがいいのではないかなと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 私も、上條議員の意見と全

く同じです。

○議長（木原 宏君） ほかに。

○議員（山本みちよ君） 先ほど、上條委員がおっしゃったときは、初の審査会の評価含め、項目に入れるということだったんですけれども、その項目には入れないということで、前文にそのきっかけとなったという意味で入れるというのはありだと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません。改めて、この場で先ほど述べましたように、初の政倫審が開かれたことによって改正だということをしっかりと入れ込むべきだというふうに思います。

○議長（木原 宏君） 山本委員、項目は外して前文で説明という意味合いでしょうか。

○議員（山本みちよ君） ちょっと私は誤解していた。記入フォームの中にそういう欄を設けるというふうにとったんですけれども、そうではないんですか。

○議長（木原 宏君） それは、設ける。先ほどのだと、記入フォームのほうに初の政治倫理審査会を受けての評価の選択と、それに続く自由記載欄は設問として設けていくということで、先ほど確認をされて、さらに、今政治倫理条例の見直しを行っていきますというところに続く、本文のところに今の初の審査会を受けて云々ということを入れてはということで、入れたほうがいいんじゃないかというような。

○議員（山本みちよ君） 了解です。分かりました。

○議長（木原 宏君） それで大丈夫ですか。

入れていったほうがいいのではないかとということですが、その御意見が多いということですが、それでよろしいでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私は、その前文に明確に書くことによって、そういうことがあってどんどん進んでいくんだと思うんですけれども、そうすると今の、先ほどの選択肢のところにもう一度政治倫理、どういう内容なんですか。その言葉が少し、ちょっとそこ説明。

○議会事務局長（秋武典子君） 今、私のほうで想定したものですけれども、時期を示して、この時期に立川市で初めての政治倫理審査会が開催されたことを知っていますか。知っている、知らないというところと、あとは評価措置の結果について知っていますか。その知っている方については、その評価内容についてどうお考えですかということで自由記載していただくとか、そのくらいになるかなというふうには想像しています。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） ありがとうございます。そういうすっきりした聞き方でいいと思います。前文に示すということをお願いします。

○議長（木原 宏君） それでは、今おおむね意見が集約されましたので、その方向でちょっと検討をしていただきたいと思います。

あと確認ですが、政治倫理条例の見直しを行っていますの後ろに、市民の皆様の御意見をお寄せくださいということも入れます。

先ほど、山本みちよ委員から御発言がありました、職務上の行動を明記するのかということも一つどう取り扱っていくのかと。職務上の行為であることの明示というんでしょうか、個人でのことではないですよというようなことをどういうふうに表現していくのか、それが必要じゃないかというような御意見でありましたので、ここの部分の御検討をいただきたいというふうに思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） ちょっと今の、どういうことなのか具体的にちょっと示してもらえますか。

○議長（木原 宏君） 山本委員、少し御説明というか、イメージをちょっと言っていいただければと。

○議員（山本みちよ君） それは、あまり個人的なやり取りのちぐはぐさのゆえに起きてしまう事故って、結構……例えば、自分がこう言ったのに動いてくれなかったとか、そういうような部分の声も上がってくるかなと思うんですけれども、ただ、それを文章の中に落とし込むというのは非常に難しいと思

うんです。

一般の市民の方が、これは議員のプライバシーのことに関わるとか、その線引きというのはなかなかここの中に落とし込むのは実際は難しいかなとは思いますが。

○議員（稲橋ゆみ子君） それをフォームの中にどういう言葉で、意味とかイメージはできないんですか。

○議員（山本みちよ君） 書くとしたら、だからもう個人的なことでなく、あくまでも議員の職務の上でと書くしかないんですけれども、その判断はなかなか一般の市民の方は難しいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） 議員としての活動とかそういうことについての。

○議員（山本みちよ君） そうそう。

○議員（稲橋ゆみ子君） 個人的な、プライベートじゃないということを付け足すかどうか、付け足さないかどうか。

○議会事務局長（秋武典子君） まだちょっと具体的にどこに入れるというのは浮かばないところなんですけれども、例えば本文であったり、設問のところで政治倫理という言葉を出したところで、「なお政治倫理とは議員の職務上、議員活動上の行為に伴う倫理感のことであって、一般的、全般的な倫理とは異なります」という注意書きを入れるとか、そういったところかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） 今、議会事務局長からすばらしい案が出されましたので、それを採用したいというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

最後、設問の部分の、お互いに面識のある市議会議員はいますかのところのお互いに取って、面識のある市議会議員はいますかにしたほうが分かりやすいんじゃないかということの御意見があったんですけれどもいかがでしょうか。

○議員（頭山太郎君） これは、設問の意味は、こ

っちが知っているだけでなく、向こうも何々議員さんだと互いという意味でのことだと思うので、この知っている議員がいますかというところとちょっと特定されないのかなと思って、ちょっと書き振りの問題かなと思いましたが。

○議長（木原 宏君） そのとおりかなというふうに思いますんで、表現の工夫なのかもしれないですけども、これでもお互いというのは、片方一方通行だけでなく、両方向で面識あるという意味ですね。より近い議員、話せる関係性のある議員はいらっしゃいますかという意味合いなんだろうなというふうに思いますので、いいですか。

じゃ、これはこのままでということで、進めさせていたきたいと思います。

以上でこのホームページでの部分は意見がまとまりましたので、先に進めさせていたきたいと思いますので、1のHPでの意見募集は終了とさせていただきます。

調査請求から政倫審付託までの流れの確認

○議長（木原 宏君） 続いて、日程2、調査請求から政倫審付託までの流れの確認を議題といたします。

再び資料1を御覧ください。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 資料1の1ページ目を御覧ください。

まずは（1）の議運での審査を入れる場合の流れを御説明いたします。

これは、前回まで御協議いただいたことと先生のアドバイスを受けて事務局でまとめたものです。この内容を共通理解としてよいか、御確認をお願いいたします。

前回問題となっていたのは、調査請求が不適切だったとしても、議運の議題になる時点で議員にとってはダメージになるという点です。

議員からすれば、不適切な調査請求が議運にも上がらないようにすべき。一方で、調査請求した市民からすれば、政倫審にかけてほしい、見えないところで却下されるのは好ましくない。この二つを両立させるため、2ページに示した流れにすることが適当と考えられます。

まず、①議長が調査請求を受け、②それを議長が議運に諮問します。③議運開催までの間に議運協を開催し、ここで実質的な審査を行います。④議運協で結論が出た後、議運を開催し、正式な審査を行います。ここでは、審査対象議員のダメージになるような情報はなるべく出さないようにします。また、却下する場合にはその理由の説明をすることになります。⑤議運で適否を判断したら議長に答申します。⑥答申を受けた議長は、答申に基づいて議長名で適否を決定します。

こうすることにより、調査対象議員のダメージを最小限にとどめつつ、請求者にも適切に審査した事実と却下される場合はその理由を示すことができます。

この場合、決定者は議長になります。この点について、条文には、議長は議運に諮問しなければならない旨、議長は議運の答申を十分に参酌し、答申と異なる決定をする場合には理由を示して適否を決定しなければならない旨を明記すべきと考えられます。

これは、議長の裁量をできるだけ残さないようにすべきであるためで、その理由の一つ目は、議長に実質的な判断の重責を負わせないため、もう一つは、議長の裁量による不適切な取扱いの防止のためです。

なお、却下は議会の処分として位置づけられ、審査請求や取消し訴訟の対象になります。その際、却下するには理由の提示が必要になり、そのためには根拠となる条文も必要になります。

次に、（2）の議長が却下するための基準を御説明します。

議長が却下するための基準は、つまり議運協で審査をする項目ということになります。先生に挙げて

いただいた、御殿場市議会の規則の例を資料1にお示ししています。これによると、1、3、4の項目が形式的な要件の審査、2が調査研究の適否の審査に当たります。この規則のような基準を設け、これに従い議運協で審査する形でよいでしょうか。

なお、補足として、調査請求に形式的に不備がある場合には、議長に提出される前の段階で事務局から提出者に補正を促すので、実際に1、3、4の形式的な不備の有無を審査するのは、調査請求者が補正に応じなかったときに限られます。

以上について、付託までの流れは御説明したとおり、議運協と議運を経由する形でよいか、御殿場市のような却下の基準を設ける形でよいか、また、この基準に追加や変更は必要か、この点について御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） それでは、網かけの枠内の検討事項について皆様に御議論をいただきたいと思います。

御質疑ございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） ミニ審査会にならないようにということで、この流れを考えていただいているんですが、そうすると、議運協で事前の審査という、その審査ですよね。その審査は、書類だけの審査なのか、あるいは両方の訴えられている人、議員を呼ぶのか、訴えているほうを呼んで、そこで実際の話の少しは聞くのか、どの程度触れて適否を判断するのか、そこら辺はどういうふうになっていくのかということとは、ちょっとお願いしたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 現段階、事務局の案ではまず書類だけで審査する形を想定しております。

以上です。

○議長（木原 宏君） 書類だけで今想定はしているということで、それを受けて、重ねての御質疑があればお出しを。

○議員（頭山太郎君） 今回も書類だけでぱっとい

ったわけでした、書類だけの審査の基準というのは、もうそこで話し合うということですから、どの程度、書類上だけで見ておかしいと、これはすべきだと、それ以上入るともちろん問題だから、ミニになっちゃうのということで、書類だけの審査ということですね。

○議会事務局長（秋武典子君） この議運で、議運協でやっていただくものにつきましてはこの条例に照らして、この条例の倫理基準に、確かに反しているであろう請求であると、その部分について御審査いただくということで、条例のどこに照らしても当たらないではないかというものについては、その理由を皆さんで検討していただいて、却下の答申を議長に返していただくという形になりますので、書類で行っていただく形になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 事務局の皆さんの提案、非常に両面にわたってよくできているのかなと思います。

それで、一つは、議運協で審査する項目が具体的にその要件を満たしているのかということでの基準がはっきりしていった、この基準に照らして審査をするということになっているので、ここら辺が、やっぱりきちっとしていれば、書類審査という形で構わないのではないかなと私は考えます。

それともう一つ、駒林先生のアドバイスの中で、専門家の意見を聞くということもありましたので、そういう余地も一応残しておくというのは必要なことなのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 今、駒林先生のアドバイスの中でも、こういった場合に専門家の皆様方の御意見を、アドバイスを伺うというようなことも先生おっしゃられていたので、その余地を残してはというような御提案でございますけれども、それを受けて

御質疑があればお出しをいただきたいというふうに思います。

○議員（山本みちよ君） 今の専門家の意見は、この議運協の段階でということでしょうか、お招きして。

○議長（木原 宏君） そういうことのイメージだそうでございます。前提は、書類で審査するけれども、何かあった場合に専門家の先生のアドバイスももらえるようなしつらえとか、構えにしてはというような、多分御提案なんだろうと思いますけれども。

○議員（山本みちよ君） そうすると、少し何か踏み込んだ形のような、ミニ審査会に入ってしまうのかなというような感じがしますが、あくまでも条例と照らし合わせてというところなら、次に送るということもありかなというふうなイメージを持つんですが。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

その辺が、多分線引きの部分のラインなのかなと思います。あまり踏み込み過ぎるとミニ審査会になりますしというようなところなんだろうと思うので、その辺を踏まえて重ねて御質疑があればお出しください。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうしますと、今、少しちょっとここにこういう表現がどうかというところとしては、今のその事前の審査、審査を行うというふうにちょっとこれは書いてあると、審査、ちょっとここ協議というふうにしたほうが、ちょっと誤解を招いちゃうかなと思って、事前の協議を行って、議運協非公開のところですから、いきなりその議運でやるよりも、どういうことかということを確認するみたいなイメージでいます。

そのときに、例えばその専門家、駒林先生がおっしゃっているその専門家というのは、今の状況で、政治倫理審査会の委員長は弁護士というのがずっと今までの流れです。そうすると、その委員長がその議運協に参画するということとかがどうなのかな。

それは、また審査会になっちゃうから別のものとして考えなきゃいけないんですね。

だから、その専門家と、そうすると審査会に踏み込んだというところになるとちょっと違うのかもしれないんですけども、この専門家の方のアドバイスで、例えば駒林先生がこういうところに来てただけのんだったら、なおのこと今までの流れが分かっている、よろしいかと思うんですけども、それもまたそういう形で指定できるわけではあるのかもしれないかなんですけども、ちょっといいと思うんですけども、ちょっとイメージが、いいと思いますよ、専門家のアドバイスを、協議をするときに助言をいただくのはいいかと思うんですけども、そのあたりのところはいかがでしょうか。ちょっと私のイメージが少しちょっと整理できないので、お聞きいたします。

○議長（木原 宏君） そうですね、また、その辺のところ、あまり踏み込み過ぎるとみたいなのだとミニ審査会みたいになるので、なるべくシンプルにというか、簡潔にというか、簡素にここは、先ほど、事前の審査を行うとなると、審査という言葉を使うとそういったイメージになるので、これを事前の協議というのは、これは私もそれはいいのかなというふうには思いますので、協議の中であまり盛り込み過ぎちゃうと、例えば市民の皆様方から訴えが出ているのに、そこで判断が、ここがミニ審査会みたいになると多分結論が出るまでに時間かかってしまうということもあまりよろしくはないのかなと思うと、その審査はきちんと付託をして、判断をしていくということが必要になってくるので、なるべくここは、先ほど上條委員からもおっしゃっていただいたとおり、基準に照らしての、基準があつての書類が出てくるということなので、そういった書類の内容について審査をして、ここではそれを満たしていれば送っていくと、議運のほうに送っていくと、協議会から送っていくということになりますので、そういった内容でいいのかなとも、今の話のやり取

り、皆さんのを聞いていると思ったんですけども。

○議員（上條彰一君） 事前の審査という、そういう内容に入っての審査という意味合いが出てくるので、少なくとも審査会に付託の可否を審査するというので、限定をするようにすればこの文言でいいんじゃないかな。事前のというのは、これ審査会への付託の審査を行うというふうにするといいんじゃないかと思いますけれども。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今の上條委員からの御意見は、この事前の協議あるいは審査を行う部分に付託の可否の審査を行うかという、少し限定したほうがより具体化してくるのではないかという。確かにそれも一理あるかなというふうに思いますけれども、重ねての御質疑をお願いいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私としては、今回の事例を挙げたときに、一応一定数の議員の数があって、それに基づいて審査会の実施を議長に求めたと。このプロセスの中で、話が議会内で確認する場所としてがなかったわけですよ。

ですから、まずはその情報共有というところが、まず少なくともこの事前の議運協のところであるということがまず第一。それで、その確認をした上で今の議運に持っていくその可否、議運に持っていくかどうかということをもって、でも、持っていくか、議運には持っていくんですよね、だから、その議運協の中で。

だから、でもその議運の協議会の、今のこの中で可否という、議運に持っていくかどうかということは決めないんですよ。

すみません、ちょっとここもう一回整理してください。

○議会事務局長（秋武典子君） 説明が分かりづらくて申し訳ありませんでした。

まず、ダイレクトに議運に諮るという形になりますと、その内容にかかわらず議員に対するダメージが大きいものが出てきてしまうおそれがあるという

ことがありますので、議運協議会を御開催いただきまして、稲橋議員が先ほどおっしゃいましたように、その事象の共有というところから、この審査請求が条例に照らして適正なものであるかどうかということとそこをそこで一旦御審議いただいて、その結論を議運で固めていただくということを想定しております。

審査会にかけるということであれば、詳しく協議をおさらいしていただき、またそれを却下するという方向の結論が出たものであれば、こういう審査請求が出されましたが、こういう理由で却下することにしますという御説明の場という形で捉えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

この資料にありますとおり、その下の注意点の流れの下にあるとおり、議会で却下するというのは、駒林先生からの助言ですと処分になるので、審査請求や取消し訴訟の対象になる処分でございますので、その理由の提示が必要になってくるということなので、今の稲橋委員の話ですと、協議会で可否を協議して、否で送った場合は却下の理由が必要になるので、そこで議運のところこういうものが上がってきたけれども、議運といたしましては否としますと、却下しますという理由をそこで協議して出してもらうと、こういう流れになるのかなというふうに思います。よろしいですか。

ほかに。

今、流れの部分はこれで問題ないのかなというふうに思います。今、出ました、今度却下の基準の部分、検討事項の二つ目のほうに移っていくのかなと思うんですけども、御殿場市のような却下の基準を設ける形でよいか、あるいは却下の基準に追加していこう、あるいは変更していこうというような形で、資料にも御殿場市のこの却下の根拠を示されておりますけれども、御確認いただいて、これをどう立川市に落とし込んでいくかということをお協議いただきたいというふうに思いますので、よろしくお

願いをいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） 先ほど、この御殿場市の事例の中で御説明があったときに、この4項ですか、6条の4項のところの前条の規定による補正が行われなかったときと示されていますけれども、これは議会事務局側が補正にまず応じられるかということのやり取りをもうやった場合で、それに応じなかった場合というふうなことがあるので、だから、その前段の部分も説明しておく流れがないと成り立たないのかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） こちらを定める以上は、当然ながら事務手続的に審査請求の提出の流れについては、恐らく施行規則のほうで定める形になるかと思います。また、その補正ですね、それに付きましては形式が整っていないということでお戻しすることになるかと思うんですけども、いやそうではない、もう直すこともないのでこのまま出したいという強い御要望があった場合には受けざるを得ませんので、それを議運協のほうで諮っていただくという形になります。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑はありますでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 1点補足をさせていただきます。

御殿場市の3です。審査請求可能期間後に請求されたときというのは、まだ立川市のほうでは請求期間については協議しておりませんので、請求期間というものを定めなかったという場合にはこの項目は不要になるかというふうに思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑はありますか。

○議員（頭山太郎君） そうすると、（2）のところが一番肝だと思いますので、ここの規定に違反するかどうかというところが結論づけられ、それに基

づいて却下するということですから、ここがしっかりとしているのであれば、御殿場市の事例というのがあったほうがいいし、その却下の基準がしっかりしていないと、それ議長への不信になったりとかそういうことになりますから、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） 基本このままで採用していくような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） じゃ、そのように決定をさせていただきますと思います。

それでは、ここで検討するところは終わりましたので、次に移らせていただきます。日程2の調査請求から政倫審付託までの流れは終了といたします。

政治倫理条例の目的の検討

○議長（木原 宏君） 続いて、日程3、政治倫理条例の目的の検討を議題といたします。

再び資料1を御覧ください。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 資料1の3ページを御覧ください。

まずは、（1）の政治倫理条例の目的に含める要素を御説明します。

前回の協議で確認した点として、自浄作用と糾問の両方を目的に含める条例とすることになりました。また、政治倫理条例が議会基本条例の趣旨を実現するための条例であり、議会基本条例3条2号が政治倫理条例にいう倫理の尺度であることを明確にすることとなりました。

次に、（2）の目的の明文化の方法を御説明します。

前回の協議で、条文の目的の規定を改正するか、逐条解説のみを作成するかという点について、事務局案を作成した後に御協議いただくということになっておりました。また、前回の先生のアドバイスの

中で、理念的な規定は、目的規定の第1条とは別に、日本国憲法のように前文を追加して、そちらに記載することもできるとの指摘がありました。これを受けて条文を改正し、前文も作成する場合を想定して、事務局案を作成しました。

資料3を御覧ください。

なお、お示ししましたのはあくまでもたたき台です。今後具体的な検討が進んでいくにつれて、前文や目的規定も随時修正する必要があると考えていますが、まずは当面の協議に当たっての前提としてここでお示ししています。

まず、条文の改正案について、1ページ目が新旧対照表になっております。改正案のほうには前文を追加しています。

前文の1段落目は議会基本条例の前文からの引用です。

前文の2段落目と3段落目は、現在の政治倫理条例の1条を、成田市議会の政治倫理条例の前文を参考にしながら、再構成したものです。現在の1条の内容をほとんど前文に移した代わりに、改正案の1条は、条文の目的のみをシンプルに記載しています。目的規定に加筆した部分は、議会基本条例の3条2号からの引用です。

あわせて、3条の冒頭にも修正を加えています。これは、3条各号の政治倫理基準の規定が、それ自体の文面を独立に解釈するものではなく、1条の目的を踏まえて、解釈すべきものであることについて注意を促すために加筆したものです。

条文については、逐条解説と併せて次のページで御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

前文では、政治倫理条例の理念、言い換えればなぜ政治倫理条例が必要であるのかを示しています。

①の段落は、議会基本条例の前文から引用したものです。これは、議会基本条例がよりよい議会を目指すために、議会の基本規範として定めたものであることを確認するための文です。

②の段落では、なぜ議会基本条例に加えて政治倫理条例が必要なのかを説明しています。議会基本条例の趣旨を実現するために、議会としての取組が求められるのは当然として、それだけでなく、議員一人一人の行動と市民からの信頼が求められることをここではうたっています。

つまり、議員一人一人が、市政に携わる議員の地位が市民の信託に由来するものであることを認識し、一部の代表ではなく市民全体の代表として、自身や特定の第三者のために地位を不正に行使することのないように自らの行動を律し、市民からの信託を受けるにふさわしい存在として信頼を獲得することが必要であるとの問題意識を述べています。

3の段落では、政治倫理条例が、前の段落での問題意識を踏まえて、政治倫理に関する規律の基本となる事項を具体化したものであることを明らかにしています。

前文は、理念を表明した抽象的な規定であるため、それ自体は具体的な規律を示したものではありません。例えば、前文のどこどこに違反するという理由で調査請求をすることはできません。しかし、第1条以下の条文は、前文の理念を実現するための条文であることを踏まえて解釈する必要があります。そのため、前文は第1条以下の解釈を枠づける基準になります。

続いて、第1条について御説明します。

まずは、(1)の第1条の本文の意義を御説明します。

第1条では、本条例の手段と目的を端的に表した部分です。①の部分で述べている政治倫理に関する規律の基本となる事項とは、第2条以下に定めた規定のことを指しています。

②の部分は、議員の活動原則として、自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めることと規定する議会基本条例の第3条第2号を引用したものです。これは、③で明記しているとおり、政治倫理条例自体が議会基本条例の趣旨の実現に寄与す

るという目的に対する手段であることを明らかにしています。

次に、（２）の条例の解釈の方法を御説明します。

前文や第１条と第２条以下の関係の説明ということになります。第１条の規定は、条例全体の目的を定めるものであり、第２条以下の規定はこの目的を達成するための手段として設けられたものです。

そのため、第２条以下を解釈し、適用するときには第１条の趣旨に沿ってなされる必要があります。また、第１条は、前文の理念を具体化したものであるのもので、第１条の解釈は前文の理念によって枠づけられています。

同時に政治倫理条例は、議会基本条例の目的を達成するための条例です。そのため、政治倫理条例の目的である第１条の規定の解釈は、議会基本条例の趣旨にも沿ってなされる必要があります。このことは、政治倫理条例が規律の対象とする政治倫理が、上位の目的から導かれるべきものであることを意味しています。

例えば、議員の具体的な行為が一般的な倫理に反するか否かは、人によって視点がばらばらで判断しがたい、または判断すべきではないのに対し、本条例が規律する政治倫理に反するか否かは、政治倫理条例の目的、さらには上位の議会基本条例の目的の何を損ねるものであったのか、それがどの程度であったのかという視点から判断すべきことになります。

この部分が議会基本条例、とりわけ３条２号が政治倫理条例における倫理の尺度であるということを逐条解説の中で表した箇所になります。

以上、御説明した内容を図にしたのが３ページの下三角形です。

資料１の３ページにお戻りください。資料１の３ページです。

繰り返しになりますが、御提示したものはあくまでもたたき台で、これから検討が進んでいくにつれて必要に応じて随時修正します。そのため、今日は現時点で共有すべき条例の目的としては、たたき台

の方向性で問題ないか御確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について御議論をいただきたいと思います。

事務局につきましては、非常に大変なところを資料化していただいて、非常に分かりやすい図もつくっていただきまして、感謝を申し上げます。

ここで御協議いただきたいのは、随時またこれ後々検討が進んでいくと修正が必要になってくるところも出てくるのが想定されるので、目的は現時点でこの方向性、たたき台としてこの方向性で進んでいって問題ないかということだけ御質疑をいただければというふうに思います。

それでは、何か御質疑があればお示しをいただきたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） 本当にまとめていただいて、本当にありがとうございます。分かりやすい状況で、本当にありがとうございます。

それで、先日の駒林先生のいろいろなアドバイスの中でも、前文で表記していくということが示されて、私も本当に今日本国憲法のような、その前文でいろいろと全体の総体的なことが示されているというのはとてもいいことだなというふうに思いまして、それがここに位置づけられた。こういう形で進めていただければ、私としてはいいかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見、御質疑はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私もやはり前文を設けて、そしてそれぞれ具体化をしていくという方向で問題はないと思います。かなり慎重な御説明で、あくまでもたたき台で、今後の協議を経てさらにこのたたき台も確定をしていくということで、やはりこういう方向性で問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（頭山太郎君） 糾問の部分はどこに。もう一度お願いします。

○議長（木原 宏君） 糾問に対応する部分ということ。

○議会事務局長（秋武典子君） 糾問の部分になりますと、この運用の中で、ここに政治倫理基準に違反したというところを措置に持っていく。そういったところ、状況を究明して、措置に持っていくという運用の在り方自体が糾問的な流れになりますので、条文に糾問的な文言といいますか、そういったものが具体的に現れるようなものではなく、この基準自体をしっかり運用して守っていくことが自浄作用の部分。そして基準に反したものが提出された場合に、そこをしっかりと見定めて、措置の勧告をしていく、その部分が糾問的な運用というところになってくるかと理解しております。

以上です。

○議員（頭山太郎君） ちょっとその具体的な目的の糾問の部分は、そうすると具体的なところ、文章としては特にないということですね。そこに入っているということですね。分かりました。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見、御質疑ございますでしょうか。——大丈夫ですか。じゃ、たたき台の方向性として、この方向性で進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程3の政治倫理条例の目的の検討は終了とさせていただきます。

審査会及び委員の検討

○議長（木原 宏君） 続いて、4を飛ばして、日程5、審査会及び委員の検討を議題といたします。

再び資料1を御覧ください。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 資料1の5ページ

を御覧ください。

まず、(1)の審査会の位置づけについて御説明します。

政治倫理審査会はどういう位置づけの会議体であるのか、現在は不明確です。先生の講義では、附属機関として位置づけることもできるとの考えを伺いました。附属機関として位置づけるべきと考える場合の理由は、長の附属機関と誤解されないようにすることです。

条例に基づいて設置された議員以外の委員も含めて構成される会議体は、それだけで附属機関とみなされる可能性があります。しかし、議会は附属機関を設置できないという通念があるので、政治倫理審査会は、長の附属機関であると誤解されてしまいます。

しかし、先生がおっしゃるとおり、議会も附属機関を設置できるとする学説もあり、現在は幾つかの議会が議会基本条例で、議会が附属機関を設置できる旨を規定しています。そこで、政治倫理審査会の位置づけが検討課題になります。

①このままにする。つまり、特に位置づけをしないか、②議会基本条例に議会が附属機関を設けられる旨を規定し、その上で政治倫理条例で、議会基本条例第何条に規定する附属機関として政治倫理審査会を設置するなどとするか、③政治倫理条例で、議長の附属機関として、政治倫理審査会を設置するなどとするか。

このいずれかを決めていただく必要があります。

全国の事例では、把握できた範囲では②のみです。③も事例がないので不安が残りますが、不可能ではないと考えられます。

続いて、(2)の委員の構成を見直すかについて御説明します。

もともと政治倫理審査会の委員に議員が入っているのは、議会のことに詳しくない人だけで適切に審査できないのではないかという理由からでした。他方で、先生の講義でも示されたとおり、議員が入る

ことで中立性が損なわれる懸念もあります。また、市民委員の是非についてもそれぞれ御意見がおありだと思います。他方で、有識者の必要性については異論がないかと思受けられます。

そこで、議員の委員は置くべきか、市民の委員は置くべきか、有識者はどのような構成にするか、この点を御検討いただく必要があります。

なお、現在の委員は来年の夏までが任期です。委員の構成を変える場合、現任期の委員をどうするか。条例施行に合わせて任期を終了するか、任期満了まではお務めいただくか、決定する必要があります。

以上について、審査会を議会の附属機関として位置づけるか、現状のままとするか。委員の構成を見直すか、見直す場合はどのようにするか。この点の御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について皆様に御議論をいただきたいと思います。御質疑がありましたらお出しいただければと思います。

検討のところですか。審査会の位置づけをどうするのか。委員の構成をどうするのか。

○議員（稲橋ゆみ子君） この審査会を、議会の位置づけをどうするかということで、私は、やはり附属機関として位置づけるべきだというふうに思っています。

それは、議会基本条例の策定のときも、議会というのは附属機関を置くことができるということが、私としては受け止めてきました、今までも。それで、ただそういうことを具体的になかなかできにくいという状況であるというところの中では、立川市としても議会基本条例を位置づけた中では実際なされていないわけですが、やはりこの議員のことで、やはりその議会の中でしっかりと附属機関として審査すべきだというふうに思っていますので、そういう位置づけをすることを求めます。

○議長（木原 宏君） ほかに。

○議員（頭山太郎君） 私は、やっぱり②にありますように、この政治倫理条例は議会基本条例にのっかってやっていきますから、議会基本条例に議会が附属機関を設けることが規定されているんですから、その趣旨からして……されていない。だから、それ改正してやっても、私はいいんじゃないかと思っております。失礼しました。

やっぱり、前回やっていったときにも、これはどこに附属しているのかなとやりながら、議長が付託するのに、でも議長との中になんかような感じでも思いましたし、もう始まってしまったら、会長、副会長をトップに直で事務局となさって、もうそこから進んで、そこの中だけで進んでいったように思いましたので、②がよろしいんじゃないかなと思います。

それから、委員の構成につきましては、私はもう専門家の方だけでされるのがよろしいと思います。議員が入っているということは珍しいということもありましたけれども、今回は議運協、議運の中で、適否についてそこまでは議会が責任を持ってやりましょうと。

けれども、それ以上はもう第三者的な方に、やっぱりそこでこそ初めて専門的な有識者の方によく協議いただいて、進めていただくという形がよろしいと思いますし、その中で専門性を持ってやっていたのが一番よろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑は。

○議員（上條彰一君） 私も、議会基本条例にきちんと附属機関の文言を設けて、規定を設けて、附属機関として設置するという方向が一番いいのかなと思いますので、②でよいと思います。

それから、委員の構成の問題ですが、私たちは実際に政治倫理審査会を今回開催をしてみて、不都合はなかったと。むしろ、市民委員の方たちが相当熱心に積極的に関わられたということがありますので、現状のままでよいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑は。

○議員（山本みちよ君） 私も、他の委員からもありましたように、この位置づけについては②でよろしいかと思います。ただ、その場合、議会基本条例を変更しなきゃいけないというところの、スケジュール的なところはどうかとちょっとお聞きできればと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 併せての改正になるかと思うので、この政治倫理条例を改正するときに、併せて議会基本条例のほうも改正するというスケジュール感でよろしいかと思います。

以上です。

○議員（山本みちよ君） 山本です。ありがとうございます。

それで、今度委員の構成につきましては、会派のほうでも様々意見ありましたけれども、最終的には有識者のみでというところで、結論が出ております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質疑ございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 実際、今回初めて政治倫理調査をやってみて、市民の方が入られて、不都合があったと私は思っております。

全然会長の御指示に従っていただかない。2回目のときも、皆さんで説得しても御納得いただけなくて、会議は延々と続いて、全然趣旨が御理解いただけない。やっぱり、入り口からちょっと違うのかなというふうに思っております。

市民の方の御意見をいただくことはもちろん大事ですけれども、その市民の委員の方がどういうふうに使われて使われているのか。

お考えを聞いてそこから選ばれて、きちっと選ばれているんですけれども、やっぱりいろんな様々な御意見を持った方が出られて、そのことに対してしっかりと判断をしていただいたと思いますし、お互い最後握手もしましたけれども、とにかくやっぱり詳しい専門家の方、偏ってない方が、その方たちだ

けでされるというのが一番フェアじゃないかなと。市民の方にあまり御迷惑をかけるようなことしちや申し訳ないなというふうに思っているところがございます。

市民の方の御意見も、もちろん今回しっかり聞かせて、ホームページも聞かせていただきますので、今回の委員の中にあつては、市民の方はお入りいただくのは申し訳ないかなと。公平公正にやるには有識者の方でぜひお願いしたいと思います。

○議員（大石ふみお君） 私も附属機関を設けて、ちゃんと知らせるべきだというふうに思っていますので、2でも3でもいいというふうに思っています。

それで委員については、先ほど前段でお話あった関係から、議員を除いて市民の方と有識者、この方がいいかなというふうに思っています。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

いろいろ御意見が出た中で、位置づけとすれば附属機関とするというところは一致を見ているのかなと。

2でも3でもということなんですけれども、2で一致しているのかなというふうに思いますので、この部分はこの議会の附属機関という形になるのかなと思いますので、その位置づけについては、この2を採用していくという考え方でまとめていきたいというふうに思います。

委員の構成につきましては、今るるお話がありまして、現状のままでよいという意見と、議員を除く専門家あるいは有識者、市民。あるいはもう専門家だけに任せていくべきではないかという部分のこの構成についてなんですけれども、ここをどう考えていくかということでございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 皆さんの御意見があつた中で、市民の方が今回入って、いろいろと議論は、私も傍聴して市民参加の必要性もあるなというふうに実感しました。

ただ、その入り口として認識、いろんな情報共有というのが、初めての開催だったことに併せて、そ

こが事前にやっぱり何か約束事もなかったもので、やっぱりそこからスタートだったということがかなりその温度差があったということで、大変だったということは理解しています。

ですから、市民の参加ということを一概に、だから駄目だというんじゃないくて、そこの共通認識を同じにできるものが前段にあってということでしたら、そこは市民の方の参加もありだと思います。それで、やはり議員は逆に参加はないほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

○議員（頭山太郎君） 稲橋委員の意見と本当に一緒に、やっぱり初めから市民の方がいきなりですから、入って大変御苦労されて。そういうのをいろいろ調べてこられて、御立派だったと思うんですけども、それは、もう私たち議員も一緒だったわけです。

もう同じ状況でしていったわけですから、そこでやっていったので、やっぱり、そこからやっていくと、今、稲橋委員のお伺いしても、私はこれいろいろ予断のない方がやっていくのがいいと思いますので、市民の有識者の方でやっていただくのが一番いいと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

○議員（上條彰一君） 今、市民参加というのは当たり前というふうになっていると思います。本市の議会基本条例の前文でも、市民への説明責任を果たすとともに、議会への市民の参画を促し、それらを踏まえた政策形成を行うことによって、市民の負託に応える民主的な議会づくりにしていくんだということを定めておりますし、いろんな活動原則だとかそういうところでも、いわゆる市民の多様な意見を的確に把握しとか、市民の参画ということが議会基本条例の趣旨、文言としてもいろいろ出てきているんです。

それをこの議会、政治倫理審査会の審査条例のところから市民を外すというのは、まさにそういう傾向から逆行するということになるんじゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。
ほかに。

○議員（山本みちよ君） 議員の参加については、議運を挟むというところでクリアされているというふうに理解しておりますので、その後、市民委員をどうするかという話になるかと思います。

これから政治倫理基準については具体的に進めていこうと思いますけれども、例えば地方自治法に抵触しているかどうかとか公職選挙法とか、かなり専門的な判断というか知識といったものも非常に大きなウェートを占めていくような部分も出てくるかと思っていますので、やはりここは有識者というところでお願いできればなというふうに考えます。

先ほど、頭山委員がおっしゃった、市民の中からの有識者が出てきてくださったら、それは一番市民の代表という部分と有識者というところでの形としてはベストかなと思いますけれども、それが簡単にできるかどうかちょっと悩ましいかなというふうに感じています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

整理をいたしますと、共通しているのは議員は委員から、もう入れないと、入らないということは皆さん御意見としてありますので、そこはもう決定と。次の委員構成の中では、議員は構成から外すという形にはできるのかなと思います。

意見が分かれているのは、この有識者あるいは市民、あるいは市民の中の有識者ということなんですけれども、恐らくこの市民参加を拒むわけではなくて、恐らく専門性の高いこういった政治倫理審査会になると思うので、市民の皆様方には、例えば思想、信条、あるいは宗教というものが当然バックグラウンドとして持っていてもらって構わないわけでございますけれども、それをこの審査会に市民として参加していただくときに、公正公平な立場でのこの市民参加というものを、どう御理解をいただいて、例えば市民参加していただく場合は入っていただくの

かというところは、市民に参加をしていただくという場合には、一つ整理していかないといけないのかなというふうには思うところでございます。

そこがきちんと御理解いただけないだけで、市民参加ということになると、なかなかいざ開いてみたら、例えば思想が強く前面に出ていた、あるいは宗教観がすごく前面に出ていたということになると、政治倫理審査会の中で市民の参加といえども、いろいろと問題も出る可能性もあるので。そういったことがきちんと整理が皆さんの中でしていただける、またそれを市民に納得いただけるようなものが整理できるのであれば、市民参加ということもやぶさかではないのかなというふうに思いますし、そういったことが非常に難しいということであるなら、やはりそれは有識者という形に委ねていくということが流れなのかなというふうに思うんですけれども、その辺のところでは御議論をいただければありがたいなというふうに思います。

○議員（頭山太郎君） やっぱ、市民の方どうしても、そういう議員が出たとなると糾問的にならざるを得ないというのが、今回のを見てもそうでした。そのときに、やっぱり冷静に冷静にということで、専門家の方が意見をまとめてくださいましたし、そこでもちょっとそごがかなりあったのかなということが、これは、会議の場だけではなくても、それは誤解を省くために、メールでのやり取りもかなりしました。

その中でも、なかなか意見のぶつかりは当然ですけれども、そこを御理解いただくのに、正副会長随分苦労されていたというのが私の実感です。

それでもおっしゃってこられて、やっぱり、何とかいい方向にまとめようという、そこに協力していい方向に持っていく一つの答えを導き出そうというふうに、なかなかそこがなりづらいところがあったのかなと正直思っているところでございます。

今、議長おっしゃったように、市民参加を阻むものでは私もございません。その上で、やっぱり市民

の方に、やっぱり公平公正にやっていく、委員で、ほかのなっていない例えば市民の方が出ても、ほかの市民の方から見て、どうしてああいう市民の方が市民の代表で出ているんだと言われても、私もちょっと困りますので、やっぱり、議員ももちろんいい。市民の方も特に入らないで、専門家の方がしっかりとそこで御議論いただいて、公平公正にやっていただくのが一番いい答えを導き出せるし、議員の過程においても理解できると。市民の方も後から御覧になって、理解されるんじゃないかなと思います。

○議員（上條彰一君） 私は、審査会に実際に出ていて、出された資料をどう読み解いて、どこに問題があるのかということの審査という点では、市民委員の方が果たした役割というのは非常に大きなものがあつたと思います。

やっぱり、やり取りがなければ、実態というのは明らかにならなかったと考えていますので、先ほど、頭山委員が何か一方的な、公正でなかったみたいな発言をされておりましたが、むしろあれでこそ審査会の役割を果たせたんじゃないかなと思います。

それで、いろんな市民の方でも地方自治体の職員を経験された方だとか、それから町場の事業者の方だとか、いろんな市民的な運動に関わっている方だとかおられるわけで、いわゆる市民だからというくくりで、いわゆるくくった場合には、いろんなやっぱり見識もお持ちだし、経験も持っている方ということになるのではないかと思います。

ですから、そういう方をきちっと入れていくと。むしろ専門家と言われる方たちのほうが、逆にいろんな付度をするというのか、そういうことがいろいろあるんじゃないかなと。

例えば、この間NHKのクローズアップ現代を見ていましたけれども、〇〇教授なんかは、PFASの健康被害の問題で、がぶ飲みしなければ健康被害なんか出ませんよ、あれが科学者の言うことかなと私なんかあきれましたけれども、ですから、そうい

うどういう方という点でいうと、いろんな方が入って議論をするというのが審査会の在り方として私はいいんじゃないかと思いますけれども。

○議長（木原 宏君） いろんな御意見が出て、意見がここは割れているところかなと。大事なことは、市民の方に参加をしていただくなら、その参加していただく意義というんでしょうか、やっぱりそういった意味合いというのがちゃんと明記できるのかというところ。

うがった見方をすれば、今、上條委員が言われたとおり、有識者でさえそういったものの見方が偏っているのではないかなというようなことになると、じゃ一体誰が審査するんだということにもなっていきますので、ルールとして、前提として、審査会ではどのようなバックグラウンドがあっても、問題となっている当該案件について公正公平な審査をしていただけの方が入っていただかないと、これは有識者であろうと、市民の皆様方であろうと、それはどちらにしても問題が出るということだろうというふうに思いますので、この辺のところをどうまとめていくかというところが、ちょっと知恵の出どころなのかなというところは思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） そもそもちょっと一回整理するんですけども、この政治倫理条例に基づいた審査会の設置がありまして、それで市民公募をして、招集をかけて、当然何かがないから大体集まらないわけですけども、そのあたりのところが結局その今のメンバー、審査をするというメンバーがそのまま今のスライドして、審査会の委員だったわけですから。そこが前提として変わってくるということですね。ちょっとその全体の流れをもう一回整理という。

だから、今は市民参加をして、募集をして、条例に基づいた審査会の参画をしてもらっている。それで審査会を開催をして、特段何かなければ招集はかからないという状況になって、2年間の任期になっていると思うんですけども、そのあたりからだ

からもう変わるという、募集から変わるということになってくるんだと思うんですけども、そのところをちょっともう一回確認、整理してください。

○議会事務局長（秋武典子君） 現在の流れですと、専門家の方につきましては、推薦依頼を弁護士会に出しまして、御推薦いただいているという状況です。また、おおむね副会長になっていただいている行政経験者というところでは、市のOBに大体声をかけてお願いしているというところになります。市民委員につきましては、市の広報で募集をかけまして、作文を御提出いただいて、議員で審査会を開いて、決定しているというところになります。

今後、市民委員を入れるとなった際に、審査の在り方についても、必要であればこの場で御協議いただいて、御決定いただくという形にはなると思います。その18万市民の代表であるというふうに捉えられる市民を、どのように選んでいくかというのは、この議論を踏まえた上ですと、大変難しいというか慎重に決めていただかなければならない問題であるかなとは思います。

今の作文で審査というところだと、また御希望される方もなかなか少ない状況ですので、そうしますと、本当に簡単な言い方をしてしまいますと、出していただいた方が御理解いただけて、市政について御興味があるという方ですと、おおむね採用されるような方向にはなっておりますので、その見直しが必要になるかと思えます。

また、事務局としての見解を申し述べさせていただきますと、市民参加というところは立川市ずっとやってきているところではありますが、政策形成という点では確かに市民の方に大変関わっていただいて、議員の皆さんも地域で御意見吸い上げていただいて、市民の意見を生かしていく、意見交換会等でも生かしていくということをやっている。

そこはどんどん進めたいと事務局のほうでも思っておりますが、この審査会につきましては、審査というところになりますので、また市民参

加一般とは切り分けて考えることも、また無理ではないのかなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（木原 宏君） この話になったのも、駒林先生のアドバイスもいただいているところで、先生このアドバイスのときに、立川市のやり方は非常に全国でも特殊な例だということをおっしゃっていました。驚いておられました。

議員が入って、市民が入って、有識者が入ったということで、それを少し整理したほうがいいんじゃないんですかということ、前段階で議運に付託ということで、そうすれば議員は委員の中から外せますよねというところで、その後市民というのも、先ほど局長がおっしゃったとおり、なかなかこの政倫審に上がってくる課題というのは、非常にセンシティブな内容も多分含んで、非常に判断が難しい、専門性の高いものが上がってくるといことになる、全国例を見ると有識者のみでやっているところも多いというような趣旨だったかなというふうに思います。

この市民参加というのは非常に大事なことでありますけれども、政策形成過程というのとはまた一線を画すこの構成という形になると、市民参加ということになりますけれども、必然的に今までの募集の仕方を変えていかないといけなくなってくるので、先ほど、入れるとすると、募集をかける方法が少し変わってくると、市民の中での有識者みたいな人を募っていくみたいなイメージになっていくはずだろうなど、今の議論の成り行きを見ていると、そういう形になるのかなという。

市民の皆さん方に投げかけるのは、市民の中での有識者というそういう経験がある方とか、作文というんですか、そういうのも出してもらうのもそういった内容についてのこと。

ただ、そういった場合、それを作文を有識者が出してくる作文、どちらが判断、誰が判断するんだ、また、有識者にそれ判断してもらうのかという

ことにもなりかねないので、確かに、ここに市民参加というのは拒むものではないんですけれども、分かりやすいのは有識者に全てこの部分をお任せすると一切、言い方難しいんですけれども、前段階をつくって、議運で議会のチェックが入って付託されて、有識者ということに託せば、公正公平な立場でいろいろ御審議いただいた結果ということに。

市民も大事ですけれども、ひょっとするとこの、私議長の立場で考えると、これ今の検討の中って議長の、普通は議長の職責というのはある程度権限をしっかりとっていたほうがいいわけなんですけれども、この件に関しては議長の職責、重責をどう抜いているのか。

議長一人の判断に委ねられないように、議長もまた審査対象として上がってきちゃう場合もあるわけじゃないですか。その場合、木原がけしからんとなった場合、私が議長だとそんなの私は握り潰しちゃえば付託はできないんだということも防がなければいけないですし、本来そういったことなんだと思うので、市民の皆様方から入っていただくということになると、何か重大な決定があった場合は恐らく、有識者であれば当然専門家でありますけれども、市民の皆様方だと、議長と同じくなかなかかなりのこの重責は背負っていただかなければいけないのかなというふうに思うと、私なんかは有識者でおまといいただいたほうがいいのかなとも思うんですけれども。

○議員（頭山太郎君） 議長おっしゃって、また今局長からあったように、やっぱり政策形成のところは本当に、今一生懸命市民の方の意見をということでやっていますので、そこはもう絶対崩しちゃいけない、もっともっと進めなきゃいけないと思うんですけれども、かなりこれは特殊な部類ですから、牛山先生が条例の検討のところで、第三者評価のところに出してくださっている議会モニター制度とかそういうものがあれば、そういうところでいつも議会のことを分かっているモニターがいれば、そこに一

つでということはあるかもしれませんが、じゃそういう人はいつも議会を必ず傍聴してくださいとか、こういういつもいただかなきゃいけないものありますから、なかなかちょっと難しいのかなというふうには思います。

○議長（木原 宏君） ここは、ちょっと意見が、判断がちょっと分かれているところでありますので、私とすれば、何かこれでというように決めていっちゃうあれではないのかなと思うんですけども、大事にここは検討をしていただきたいと思うので、議論は、ある程度方向性は煮詰まってきたと思いますので、次回にこれはちょっと先送りにして、また御意見いただいて、結論に至りたいと思いますので、議論の焦点といたしましては、市民の皆さんをどう参加していただくのか、あるいは、やはり入っていただくにはどういうもの、ルールが必要になるのか、募集も含めて、そういったものが難しいのであれば有識者のみでやったほうがいいんじゃないか。

こういったところが議論だというふうに思いますので、ぜひ一度、今日はここまでとさせてもらって先に進ませていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） じゃ、そのような形でお持ち帰りをいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程5の審査会及び委員の検討は終了とさせていただきます。

政治倫理基準の検討

○議長（木原 宏君） 続いて、日程4、政治倫理基準の検討を議題といたします。

再び、資料1を御覧ください。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 資料1の3ページを御覧ください。

まず、（1）の政治倫理基準についての各会派からの意見について御説明します。

政治倫理基準を見直す点について、各会派に持ち帰っていただいて、検討いただき、その検討結果として御提出いただいたものが参考資料の1から5、それを集約したものが資料4です。

資料4を御覧ください。

前半3ページが現在の政治倫理基準の修正すべき点を項目ごとにまとめたものです。後半2ページが、新たに項目を追加すべきという意見があったものです。これらを基に後ほど修正する項目、追加する項目について御検討いただきたいと思います。

資料1の4ページにお戻りください。

先に（2）と（3）について御説明します。

（2）の条例第3条1号の取扱いの方向性の確認について、これが最も議論が分かれる部分と考えられますので、前回までの検討会議で決まった方向性を先に確認しておきたいと思います。

条例3条1号は、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みという規定になっています。この条文は、抽象的過ぎても具体的過ぎても問題があり、意見が分かれていました。

これに対し、前回までの議論に従うと、条例の目的規定を具体化し、調査請求があったときには、目的規定を基に事案ごとに議運で適否の判断ができることとなったので、規定が抽象的だとしても一定の抑止の仕組みができており、何でも政倫審に調査請求できるというわけではなくなりました。

それでも、何が倫理基準に違反するかが全く読み取れないと、議員が基準を守ったり、議員や市民が基準違反を指摘したりすることが難しいという状況が考えられます。そこで、講義でもお話があったとおり、条例は抽象的な規定を残しておき、逐条解説で具体化する方法が考えられます。

これから政治倫理基準の具体的な議論に入りますが、その前に3条1号をある程度抽象的なまま残し、かつ逐条解説で具体化するという方針で進めてよい

か確認をお願いいたします。

また、その場合、3条1号の条文を全く修正しないか。何らかの修正をするのかも御協議をお願いします。

次に、(3)の地方自治法92条の2の改正への対応について御説明します。

地方自治法92条の2が改正され、議員の兼業禁止の規定が緩和されました。条例3条7号では、地方自治法92条の2を引用しているため、法改正に合わせ、この点を修正するかどうかの検討が必要になります。ただし、もともとの条文に不明確な点があるため、その点もこの機会に併せて検討してもよいのではないかと考えています。

地方自治法の改正内容について、資料5を御覧ください。

1ページ目の上が新旧対照表になっています。大まかに改正内容を御説明しますと、これまで市に対して請負をしたり、請負をする会社等の中で一定の役員になったりしてはならないとされていました。これが改正され、曖昧であった請負の意味を明確化するとともに、一定の金額までであれば請負が可能となりました。

条文の検討に当たって、この改正があることを踏まえる必要があります。法律を守るべしという条文なのか、それとも立川市議会として独自に法律以上の規制を施す意思があるのか、この点を御検討いただく必要があります。また、条文の趣旨に変更がない場合でも、条文自体に不明確な部分があるので修正が必要であると考えられます。

以上を踏まえて、再び資料4を御覧ください。

資料の順番に沿って、項目ごとにまずはそれぞれの会派から提出された意見について、皆さんに補足があれば御説明いただき、その後どのように修正するのがあるいはしないのか、御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。

それでは、資料4の各項目につきまして順番に検討をしていきたいというふうに思います。

まず、御意見を書いていただきました会派の議員に、その説明をお願いをさせていただき、その後、項目ごとに修正すべき点について御協議いただきたいというふうに思います。

まず、第3条の冒頭の文について説明をお願いしたいと思います。事務局の案は、先ほど資料3で説明があったとおりでございます。

共産党、上條委員からですね。補足というんでしょうか、何か説明があれば。

○議員(上條彰一君) 補足という点ではないんですけれども、この市民の代表として倫理性と責任を自覚しということについては、前文に入ることでの事務局の提案だったと思います。

そういう前文との関係をあまり考えずに、この具体的な政治倫理基準について、いろいろちょっとどういうふうにしたらいいかということで議論をしましたので、そのときに参考にしたのが、参考資料で御覧いただければ分かりますように、茨木市の政治倫理基準を参考にさせていただきました。

それとの兼ね合いで、本市の条例との突き合わせをしたときに、この部分は入れておいたほうがいいんじゃないかということで挿入したという経過がありますので、この事務局案で第1条の目的を達成するためにということで。明確になるわけで、これをあえて入れなくてもいいのではないかと思います。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。

では、この部分は、先ほどお示しいただいた事務局案のほうに寄せていくという形で整理をしたいというふうに思います。

そうしますと、次に、1、市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことという部分について、説明を求めていきたいというふうに思います。

○議員(頭山太郎君) 先ほど事務局からの御説明

もございましたけれども、ある程度は抽象的な形として残していつて、あとは逐条解説でというのはいいとは思いますが。けれども、この文面に引っかかって、いやここにこうじゃないかこうじゃないかと、あのとき市民委員の方がおっしゃって、大分紛糾いたしました。

ですから、私は一切のというのじゃなくて、損なうような行為を慎み、それからおそれのあるというところを持たれる行為をしないことというのは、ちょっと明確、はっきりそこら辺はしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っ、御提案いたしました。

以上です。

○議員（山本みちよ君）　うちの会派では、結構大胆な意見も出ました。書いてあります、私生活などを含む倫理一般ではなくて、あくまでも政治倫理、公正な職務をポイントとするものとして考えた場合に、地方自治法とか公職選挙法など、そういった法律で裁けるもの以外の部分に関わるのであれば、これを市民からの受入れの窓口とするような政治倫理条例にしてもいいんじゃないかというような発想もありました。

そのような意見も踏まえた中で、ここの（１）については削除でもいいのではないかというふうな意見は出ました。１項については、そういうことです。

○議長（木原 宏君）　ありがとうございます。

○議員（上條彰一君）　うちの会派では、やはりこの政治倫理基準そのものを、具体的なものを列挙して、それを包含する形で前の号で挙げたもののほか、いわゆるかなり精神的な規定になりますが、この条項として品位と名誉を損なうような行為だとか、職務に関しての不正の疑惑を持たれるようなことは絶対駄目だよということをきちっと締めくくるという意味で、最後に持ってきたらどうかと。これ、茨木市議会の基準がそういう形になっていたものですから、これがいいんじゃないかということで提案いたしました。

なお、一切の行為を慎むという、この慎むというのは非常に弱いんじゃないかと。本人が、議員自身が慎むという、自らを律する意味ではあれなんだけれども、絶対にあっちゃいけないんだと。行わないというふうにきちっと明記をすべきではないかという意見がありまして、その部分は変えたほうがいいんじゃないかということでした。

以上です。

○議長（木原 宏君）　ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君）　ここに書いてあるとおりですけども、やはり一切の行為とか不正の疑惑を持たれる等の表記が曖昧ですので、今一番最近で、府中市がこの政治倫理条例を策定する中では、やっぱり具体的に示されているので、そういったところが必要かというところとして示しました。

ちょっとまとめていただいた中で、この府中市のところが、この今市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むという、うちの条文の１項に対してというところとしては、かなりちょっと細かに分かれていますので、その部分を参考にしているところで、ちょっと事例を挙げさせていただきます。

それから、その下の宇和島市とこの赤磐市の条例を参考にさせていただいて、そこは示させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（木原 宏君）　いろいろ御意見が出ているところで、なかなかこれまとめていくのが難しい。恐らく共通しているのは、この曖昧な表現になるところをどう絞っていくかということが方向性なんだろうなと思います。

公明党なんかは、もうそこはもう大胆に削除しちゃえというようなこともありますし、一切のとかおそれのあるとかという曖昧なところを削除していったほうがいいんじゃないかというようなところも、それは立憲ネット緑たちかわも、そこは内容、方向性とすれば曖昧なものはやめて、より具体的にとい

う意見ですし、その職務に関しても削除……これ、どうばしっと決めて、難しいですね、これまとめるのね。

曖昧の表現を実際どうするのか。削除し過ぎちゃっても、その規定にかけられない、本当は明らかにおかしいのに、ここに何かきっちり書き過ぎちゃうと、条例違反に問えないというようなことも出てくるし、曖昧過ぎると何でもできてしまうというようなその絶妙なバランスの表現でしょうか。ところをぜひ私だけじゃなくて皆さんと一緒に考えたいと思いますので。

どうしようかな、これね。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、1項ずつやっているということだよな。

○議長（木原 宏君） そう、そうです。

○議員（稲橋ゆみ子君） この進め方でやるんですよ。

○議長（木原 宏君） そう。なので、この4の部分が非常にボリュームが、意見も分かれていますので、今日は3時間になりますというのは、まさにこのところでありまして。

○議員（頭山太郎君） いや、だから私の言っていることがいいんですよ、だから、私の話で。だから、一切とおそれを取ればはっきりするし、でも上條委員がおっしゃった行わないこととするのは私もいいと思います。慎むなんていうと、私慎んでいますと言われると困っちゃいましたから。そこは、慎むじゃなくて行わないことってしっかり言って。

ただ、その職務に関しては入れないといけないのは、プライベートになっちゃいますから、それは必要だと思うので、それをお願いします。

○議長（木原 宏君） 今、御提案があつて、職務は残さないと、個人、先ほど冒頭で山本みちよ議員がおっしゃられたような内容、これは、あくまで議員の職務職責の部分我问うているものであつて、個人の部分ではないですよということを思うと、その職務に関してというのは残したほうがいいのではな

いかということと、曖昧な表現も残しつつということだと、一切の、あるいはおそれのあるというようなところを取って、最後は慎みというのを慎んでいますと言われちゃうと困ってしまうので、行わないことという形でどうかというのが、今の現時点までの持ち寄った話という形になっております。

さらに、そこにどう手を加えていくのか、あるいはこのままでいいのかということになるのかなとも思うんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、宇和島市のところについては、市民全体の奉仕者としてという、そういった文言とかが具体的に、議員というのは市民全体の奉仕者であるという、そういつてそこに関して、その品位と名誉を損なうおそれのある行為及びというように続けるのがいいかなということで選択しました。

それから、赤磐市の場合は、市民の代表者として矜持を持って行動し、その品位と名誉を損なうようなという、そういった道徳的批判を受けるおそれのある行為をしないこととそういったことが、それもちょっと抽象的と言えば抽象的かもしれないんですけども、少しこの文がいいかなと思って、ちょっと事例として入れた状況です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

この職責という部分を市民全体の奉仕者としてみたいな表現でもということもあります。それも一つの考え方なのかなとも思うんですけども。

○議員（上條彰一君） 要は、かなり抽象的な、あるべき議員としての在り方を1項で定めているので、どうしても抽象的ならざるを得ないということだと思えます。したがって、それをいろいろ御議論をしたときに、それならば茨木市のように最後に持ってきて、いわゆる1から前の条項で網羅できないところを、それできちつとしようよという組立てにしたなら、そこら辺がすっきりいくんじゃないかということで、組立て方を変えれば、抽象的な文言だけでも、具体的な文言がいろいろあつて、禁止規定が

あって、それから外れない。

でも、その規定で網羅できない新たな問題が出たときにそれを、いや最後の規定できちっとこの規定に外れるんじゃないのというところをやっておけば、漏れない基準になるんじゃないかということだと思えます。

以上です。

○議員（山本みちよ君） この品位と名誉を損なわないとか、2項になりますけれども人格と倫理の向上とかというのは、割と理念条例に近いものだと捉えられるかなと思っていて、あくまでも3条は政治倫理基準の遵守ですから、これをやっちゃいけませんよという具体を上げていく3条でもいいのではないかなというふうには考えるんです。

だから、ちょっとそこの理念条例的な部分と実際これは駄目なんだよという具体のものを一緒にくたにすると、何かよく遵守ということで考えると難しい部分が出てくるような気がするので、そこの立て分けがうまくできないかなというふうには思います。

○議長（木原 宏君） いろいろ御議論が出て、入り口の部分で大変活発なやり取りをさせていただいているんですけれども、ちょっとここは置いておいて、先にどんどんいきますね。ちょっと意見の一致というか、まだまとまらないところは先に送っていきますので、ちょっと課題としてそれチェックしておいて、また後でやっていくということで進めさせていただきます。

次、2項、市民全体の代表として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないということの部分について御意見をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） これ倫理の基準がはっきりしましたから、そこは資質の向上にしたほうがリンクするんじゃないかなと思います。

以上です。

○議員（山本みちよ君） 書いてあるとおりですが、前半の市民全体の代表としてから向上に努めまでを

削除して、もう要するにうちの会派の考え方としては、政治倫理基準で守らなきゃいけない具体例として、その地位を利用していかなるというところから始まるという考え方でした。

○議員（上條彰一君） 抽象的な文言はうちもぼつさり削っちゃって、残るのは、その地位を利用して不当に金品を授受しないということと、こうすればもう明確になるんじゃないかということでもあります。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私としてもこの、私たちの会派として示したのも、金品の授受をいかなる場合でもしないという、そういったことが具体的に示されている川西町、神栖市議会、八郎潟というところの事例を出して示しました。ですから、しっかりと不当な金品を授受をしないということの意味合いをここにどういうふうに示すかということとして事例を挙げました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ここの部分については、曖昧な部分を取るということが、公明党と共産党の方向性は一緒なのかなというところでは。倫理の向上に努めを資質の向上にするという案もありますけれども、その前段をばさっと落としてしまうということではっきりするのか。加えて、不当にというものを入れればしっかりするんじゃないかという意見でありますけれども。

○議員（頭山太郎君） 今、議長がおまとめいただいた方向でお願いします。

○議長（木原 宏君） その方向で、稲橋委員、よろしいですか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 方向性はいいんですけれども、その文言というところに、金品その他の財産上の利益を授受しないこととか具体的に示しているんですけれども、金品なんですけれども、やはり何か金品というときと大きく、何かやっぱり概念として捉えがちになるけれども、金品が実際に金品その他の財産上の利益を授受しないという……。

○議長（木原 宏君） 今のでいくと、その他の財産上の利益というのをに入れてほしいと。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうですね。やはり、そういうふうに大きく全体として捉えたほうがよろしいかなということで、私はこの事例を見つけて、会派としてここに挙げさせていただいたんですけども。

○議長（木原 宏君） 分かりました。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、その下のところの八郎潟のところは、道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。結構これも具体的な、道義的というのも概念なんですけれども、やはりそこまで厳しく、やっぱりこういうふうに具体的に示したほうが厳しく見えますよ、というところで、やはりもう少しはっきりと明確に示していただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） その他の、そっちでいけば、できるかな。そうすると、今の部分を後に持っていくと、前文を、前の部分を落として、その地位を利用して不当に金品を授受しないことということでいいのかなと思いますので、そこはその案でおまとめをさせていただきたいと思います。

今、稲橋委員が言っていた部分は、後ほどの部分でリンクがしてくるので、そこで整理をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、3項、市が行う許可、認可または請負、その他の契約に関して、特定業者を推薦、紹介するなど、有利な取り計らいをしないことということで、ここは、共産党のみが御提案いただいているので、上條委員から御説明をお願いしたいと思います。

○議員（上條彰一君） これは、やはり茨木市の基準を参考にいたしまして、いわゆる許認可の関係ですとか、地方自治法上の指定管理者ですとか、行政指導だとか、補助金だとか、そういう請負の関係ですとか、かなり具体的にそこら辺の文言を挿入したらどうかという内容になっています。ですので、そ

こら辺が生かされればということです。

以上です。

○議長（木原 宏君） そういった御説明ですけれども、なかなか難しいですね、本当に。ちょっとこの辺は、また飛ばして整理してもらおうか。

すみません。じゃ、ここの3項の部分は事務局預かりでちょっと整理してもらおうということで、先に進めさせていただきたいと思います。

4項については御意見なしと。このままでいきたいというふうに思います。

5項について、5号について市職員の採用、昇任または人事異動に関して、特定の個人の推薦もしくは紹介をしないことということで、これも共産党のみが出ていることですので、御説明をお願いしたいと思います。

○議員（上條彰一君） 要は、昇任だとか、昇格だとか、そういう上に上がるだけでなく、いわゆる降格だとか降任ですね、それから本人の意に沿わないところに異動させられるとか、そういう問題を意味して、有利に働くだけじゃなくて不利になる、そういうこともあるのではないかとということでこの文言を入れたということです。

以上です。

○議長（木原 宏君） そういった御意見でございますので、御意見があればお出しをいただきたい。

○議員（頭山太郎君） 上條議員おっしゃること、よく分かります。人事異動に関してに含まれるんじゃないかと思いますので、それでいいんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） そういった、そういうのも全て人事異動に包含されるんじゃないかというような御意見でもあります。

何か御意見があれば。

なければ、その部分は人事異動という部分に包含されるので、このままを採用するというものでいければと思うんですけどもよろしいですか。

○議員（上條彰一君） 要は、今の文言だと、採用

だとか、承認だとかそういうものに特定されると。さらに幅を持たすという意味では、具体的に降任だとか、転任だとか、そういうことを挙げておいたほうがいいので、例えばもし入らないのであれば、などとかという……

○議員（稲橋ゆみ子君） 等。

○議員（上條彰一君） 等とか、そういうふうに幅を持たせるということでどうか。

○議長（木原 宏君） 今、前向きな御提案いただいて、人事異動などとか等とかというところで、少し含みを持たせる表現でということが現実的かなと。などでいくのか、等にいくのかはちょっと御協議いただきたいと。

稲橋さん、そっちの方向で言ってね。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私は、等でいいと思います、その意見として。

それとはちょっと別に確認なんですけれども、この条例の改正をすることによって、逐条解説をつくっていく中では、今いろいろ出された意見もこういうことがこの中には含まれていますよという説明書きになれば、例えばこの今の上條委員の提案があったものも、こういうことなんですよ、等というのは、というのは示せば分かりやすいのかなと。

やっぱり、逐条解説で分かりやすくというところの中に、今いろいろとみんなの意見を盛り込んでいくというのも一つ、条文と併せてその策かなと思いますので、それは、後々の議論になるのでよろしくをお願いします。

○議長（木原 宏君） 今、等ということで御提案がありましたので、もうそれでまとめさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、様々こういった出されたところは、逐条解説に盛り込めるものは盛り込んでいくというようなことも御提案いただきましたので、よろしくお願いします。

次に進みます。

6号、政治活動に関し政治資金規正法に規定する寄附以外の寄附を、企業団体個人から受けないことということで、これはまず上條委員からお願いをしたいと思います。

○議員（上條彰一君） これも、今の文言を生かしながら、いわゆる議員個人ではなくて、さらにいわゆる後援団体というところが、同様に対応するということのほうがいいんじゃないかなと。

そうしないと、結構逃げ道となっていて、本人ではなくて後援会だからいいんだみたいな話になりますので。そこら辺をきちっとしておく必要があるんじゃないかということです。

○議員（稲橋ゆみ子君） ほぼ上條委員と同様かもしれませんが、やはり政治活動に関しというと、何をもって政治活動なのか、何をもってプライベートなのかということを、今回の審査会の中での議論もかなりそこが深まったところかなというふうに思いますので、やはり、金銭の授受はやっぱり一切行わないという、そういったことが基本になっておりますので、その政治活動に関しということの文言が、逆に要らないんじゃないかということで、私たちの会派では削除ということが出ました。

○議長（木原 宏君） 今、御意見いただいたのは、稲橋委員からおっしゃられたことはそういったこともあるのかなとも思いますので、ここのわざわざ政治活動に関しと明記する必要はないという趣旨なんだろうというふうに思いますので、この部分は、削除の方向でよろしいでしょうか。

よりここに議員の後援団体にあっても同様とするということも御提案はあるんですけれども、いかがでしょうか、この辺のところ、御意見があれば。

○議員（頭山太郎君） 後援団体というのはちょっとはっきりしないので、後援会だけじゃなくてその議員を応援している様々な団体という意味なんでしょうか。

○議長（木原 宏君） 後援会、後援団体なので、そうするとどこが規定されるのか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 逐条解説。もうちょっと詳しく調べて。

○議長（木原 宏君） そうですね。じゃ、今決定したのは、政治活動に関しというところをわざわざ書き込む必要はないので削除というところは一致しましたので、ここだけは削除して次に進みたいというふうに思います。

次、7号、地方自治法第92条の2の規定により、市と契約関係にある企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねないこと、市などの公共団体からの補助金により運営されている団体については規定で別に定めるということでございまして、これは、先ほど説明もありましたけれども、上がっているのは稲橋委員のところでございますので、御説明をお願いしたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） このところは、先ほどいろいろ地方自治法の改正とかに併せてなのか、ちょっと私もはっきり言い切れないんですけども、他の自治体の事例なんかでも、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関しとか、地方自治法のことを明確に入れてあります。

もう一つ、だから地方自治法、ここは92条の2項と入っていますけれども、新たにそういったものも付け加えていくと、配偶者等の親族関係というものも含めるということの位置づけになっていくのではないかというふうに思って、示させていただきました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

先ほど、冒頭の説明でも92条の2の改正が行われたということで、ここが3条の7号のこの当該のところ当たってくるということのその対応という、要するに議員の兼業禁止が緩和されたということになると、このままの表現でなくても、併せて緩和するというようなところもあるので、ここでは、この条例改正に対応していくという表現にしていく方向性だけあれば、それを事務局のほうでそれに対応した部分に照らして、このままでいいのか、直したほ

うがいいのかというところはお預けして、前に進みたいというふうに思うんですけどもよろしいでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、その地方自治法の改正と、ちょっと配偶者等の親族関係も含めるというのはちょっと違うことになりますよね。逆に厳しい、厳しくそこに盛り込んだというところになると思うんです。

ここのだから企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねないことということが、役職を兼ねないということのところに、配偶者等の親族関係も含めるということの意味合いが、他の条例等からも盛り込まれた部分があったので引用した次第でございます。

○議長（木原 宏君） より厳しくという意味で、配偶者等の親族関係も含めるというものを追加という形をしたかどうかという方向性だけ、どうしたものかというところです。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、こういうことも今のいろんな法令とか、その他の自治法の改正に関わるかどうか分からないんですけども、そこも含めて、地方自治法は関係ないと思うんですけども、やっぱり仕事の親族が担う関係者が関わったものがどういうふうに影響するかということの何か根拠があれば、そういうふうに盛り込んでいくことができるのかどうかということを、ちょっと調べていただけますでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） こういった自治法より厳しい規定というのが訴えになったという事例はよそでございまして、こういう規定を設けること自体は違法ではないという、親族関係を含めるということは違法ではないという結論判例はございますので、厳しくすること自体は可能かと存じます。ただ、立川市議会としてそれをやっていくかどうかというところを、もしお持ち帰りいただくのかどうかというところになるかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 法の解釈の部分も……。

○副議長（高口靖彦君） 今回、ほとんどしゃべりませんけれども。

議員が立候補するときに、そういった関係の方々、中小企業の方々が妨げになるような、要は自分が会社の社長をやっていたけれども、自分が立候補するのにできなくて弟にやらせるとか、そういった配偶者にさせるとか、そういったことを関係させると、そこでもう立候補ができなくなるというようなことも考えられるので、あえて、今いろんな形でもう会社員の方であっても、特別に部長が出てくるか分かんないんですけども、そういった方々にも出てくるとか、いろんなことが考えられる中なので、あえてそういったことを付与しなくてもいいんじゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） 副議長のおっしゃることも一理あると考えると、ここをより、先ほど局長からも話もあったように厳しくすることはできるけれども、法の解釈でそれが逆のほうに振れるということもあるんだとすれば、ここの部分はより厳しくしない方向でちょっとまとめていただくということが現実論だと思う。というかやっぱり厳しくて何かあると、訴えが出た場合には負けるよという判例もあるようなので。

ここの配偶者等の親族関係も含めるということ入れないで、事務局のほうでお預けをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、8号、公職選挙法の規定により祭礼、運動会等の行事には寄附を行わないことということでございますけれども、前と同じ意味合いということですので、御説明は省略をして、このままということで次に進みたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 公明党は、この項目も法律のことだから削除ということですか。そうではなくて……

○議員（山本みちよ君） 違う、違う。

○議会事務局長（秋武典子君） このまま残していいと。

○議員（山本みちよ君） ここが優先されるという考え方のものが……

○議会事務局長（秋武典子君） はい、分かりました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

その後、あと追加項目の案ということで全般的なことで、上條委員からよろしく願いをしたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） ページ数を言っていて申し訳ありません。政治倫理基準の項目の追加案と書いてあるところです。

○議員（上條彰一君） うちでやはり議論になりましたのは、やはり今ハラスメントだとか、差別の問題ですとか、社会的にやっぱり問題になっているので。そういった文言はしっかりと入れるべきではないかということで、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為をしないこと。ハラスメントや差別など……

○議会事務局長（秋武典子君） 全般的な、一番上の。

○議員（上條彰一君） 全般的な。これは、ごめんなさい、抽象的な表現は具体的にということで。これは今ずっとやられてますので。

○議長（木原 宏君） 私の聞き方が悪かった。全般的なところはこういったことということで、御意見は求めないようにしますので。その下の人権のところからですね、ハラスメントのところです。

○議員（頭山太郎君） やはり、近年問題が出てきておりますので、人権をしっかりと扱うべきだと思います。人権侵害に当たるハラスメント行為をしないことを明記していただきたいと思います。

以上です。

○議員（山本みちよ君） 私どももやはり同じで、パワハラ、モラハラに関する事項といったものをきちっと定める必要があると思います。

以上です。

○議員（上條彰一君） 先ほど説明をさせていただ

きましたように、条例ができてからやはり15年以上の経過があるということで、ハラスメントや差別行為などはまずいんだよということをしっかりと明記すべきだということです。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私も同様に他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為、嫌がらせや強制、圧力やハラスメント等しないことということで、府中市ではそういった条例が、条例の中にハラスメント、人権侵害という文言で示されておりましたので、それを参考にしたいと思います。

○議員（大石ふみお君） 同様です。よろしくお願いします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

皆様このハラスメントに関することは、規定として追加していったほうがいだろうということは一致しましたので、このハラスメント人権の部分は追加をしていくということで決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

続いて、情報発信の部分にいきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 近年、様々な形でインターネット等を通じて、情報発信する機会が増えておりますけれども、そこによる問題も起きております。トラブルも起きておりますので、情報発信により誹謗中傷する行為をしないことを明記していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） 私どももそうした情報発信による誹謗中傷ということで、少し具体的に御殿場市議会の政治倫理条例の中にかなり詳しく書き込む、これ共産党さんも多分同じような形で、ここまで詳しく書いてあるんですが、ちょっとチラシやウェブサイト等はしよった形になっていますが、こうした形で記載していく必要があるというふうに考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 私のほうも、一切の情報媒体を利用して、誹謗中傷を行わないということで、近年、ユーチューブとかいろんな場面で出てくるといふうちにありますので、そういった規制を行うということと、二つ目は、立場上知り得た特異事項を開示前に第三者に伝達しないということと、もう1個付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ここに出されている部分は、方向性とすれば一致するものでありますので、これも追加するということとおまとめをさせていただきたいというふうに思います。

次は、法令遵守。

○議員（稲橋ゆみ子君） 法令遵守のところでは、具体的に公選法や政治資金規正法を遵守することとか、具体的に言葉で示されておりましたので、そういう事例を示させていただいた次第でございます。

特にこの法令遵守の中では、市内に生活の本拠地を構え、居住実態を有することというふうに示されていた豊明市の事例がありました。

こういったものがいろいろと、やっぱり今いろんなところから移動してきて、市議会に参画するというのは悪いことじゃないんですけども、居住実態がないということで議会の中で問題視される事例も増えているので、こういったことを示すということも一部必要なかなというふうに思っさせていただきました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。具体的にこういうものを追記、追加するかどうかの判断だろうと思いますけれども、これ稲橋委員からのみなので、どうするかということなんですけれども。

○議員（山本みちよ君） 6項、7項、8項では駄目なのでしょうか。それじゃ足りないということですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 6号、7号、8号読み上げます。

6号、政治活動に関し政治資金規正法に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。

7号、地方自治法92条2の規定により、市と契約関係にある企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねないこと。市などの公共団体からの補助金により運営されている団体については、規則で別に定める。

8号、公職選挙法の規定により祭礼、運動会等の行事には寄附を行わないこととなっております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ここに包含されるんじゃないかということ。

○議員（稲橋ゆみ子君） いいんです。ちょっとまとめて、改めてここまとめていただいているので、今のところでいいです。そこに入れておいてもらって。

ただ、その居住実態を有するということは、少しそこはどうでしょうか。どうでしょうかというか、うちの中ではどこにも具体的に示すということがないんですけれども、今の法令遵守の中で、これというのは網羅されるということなんですか。

○議長（木原 宏君） 公職選挙法の部分なんじゃないかなと。

○議員（稲橋ゆみ子君） 公職選挙法なんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議会事務局長（秋武典子君） 公職選挙法の中に居住要件というものがございまして、それを遵守するということであって、この条例以前の問題という。法令を遵守するということは、詳細に書いていきますと、全ての法律を網羅しなければならないので、取り立てるということであればその理由づけは必要かなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） よろしいですね。じゃ、ここは包含されるということで、追加をしないということでもよろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、納税義務につきまして、稲橋委員か

らお願いをいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） いろんな条例、条文を見た中で、改めてこの納税義務ということに触れられているところが結構多くあったんです。私もちょっと逆にそういう、見て驚いたんですけども、確かにそういう実態を明らかにするということも必要なのかなというふうに思った中で、この納税義務という位置づけがあったものとして、紹介をさせていただきました。

○議員（大石ふみお君） 市民の皆さんに納税をしていただいているということで、議員の立場であっても、国保もそうですし市民税もそうありますが、税を完納するという義務を負うべきだと、やっぱり明記するべきだというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） この納税義務というのを追記するかどうかでございしますが、どういうふうにお考えをするのか、御意見があれば出していただきたいと思うんですけども。

○議員（頭山太郎君） 私も拝見したら納税義務というものがあって、あっと思ってびっくりしたんですけども、多分いろいろあったんだろうなと思ってそこはもうずっと過ごしたんですけども、国民の義務でありますので、あえてはどうなのかなというふうには思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） 国民の義務でも、恐らく追記しなきゃいけない事情があった場所もあるんだろうなと思うんですけども、立川でそれを採用するかどうかみたいところ。

○議員（上條彰一君） 当たり前といえば当たり前なんですけれども、やっぱり書くならばきちんと書いておいたほうがいいかなということで、追記したらどうかと思います。

○議長（木原 宏君） そういう考えもあるということですが。追記しても特段不都合はないのかなとも思うんですけども、当然のことといえば当然のこと

とですし、なので、当然のことなので書かなくてもいいということももちろんあるんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、居住実態と同じになります。

○議長（木原 宏君） そうですね。先ほどの納税義務と、そのとおりですね。そうなる、それでいいのかもしれないですね。そうですね、それはそうそうかもしれない。

では、そういった考え方を取り入れていくということで、追記しないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

次、反社会的勢力という部分でございます。

○議員（頭山太郎君） これはしっかりと明記して、そういった団体とは一切関与しませんよというのは入れてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちとしても、府中市の事例です、反社会的勢力という言葉で挙げて。

これは、暴力団等という、等ですからいろんな広がり、今、昨今の宗教の問題にまつわるその関連、悪徳商法とか広く、そこまで広がってくる部分だと思いますので、今の現状のところを逐条解説に、少し昨今の状況を書き込んでいただいて、市民に伝わりやすくしていただければというふうに思います。

○議長（木原 宏君） まず、この二つの意見があったんですけども、この方向性で追加するかどうかの御意見をいただきたいなと思います。

○議員（上條彰一君） 追加してよろしいんじゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑はありませんか。

○議員（山本みちよ君） 私もある意味、このことがあることで、議員が守られていく部分もあるかと思しますので、よろしいかなと思います。

○議長（木原 宏君） そういうことで、反社会的勢力という部分については追加していこうということでもとまったかなと思います。

文言に関しては、ちょっと事務局で現時点での情勢、社会情勢に照らし合わせた文言を、ちょっと少し導いていただければありがたいなというふうに思います。

続きまして、不当要求につきまして。

○議員（頭山太郎君） 事務局から御用意いただいた、前回の参考資料4を読ませていただいて、この条文だけは元気で、前向きな条文だったので、たしか赤磐市の中に、公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないことと何か力強くありましたので、今、立川市が目指している倫理条例に照らし合わせて、誠実かつ公平な議員活動というふうにちょっとここは入れて、そういうことには絶対に屈しない。さっきの山本委員おっしゃった、反社のことにもつながると思うんですけども、そういうものに屈せずにやっていきますというのを入れたらどうかと思わせていただきました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

これも先ほどの御意見じゃないですけども、議員活動を守る意味合いではあるのかなと思いますけれども採用を、追加するかどうか御意見あれば。

○議員（稲橋ゆみ子君） これは、ちょっと条文に追加というよりは、前文の冒頭のところに何か……違う、これは。条文に位置づけるというよりも、そういう覚悟を持ってじゃないけれども、という前文の中にそういうことを入れたらどうかというふうに、私としては今思ったんですけどもいかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 採用するということはいいいんでしょうから、それが前文が適切なのか、ちょっと文言整理が必要になってしまうので、ちょっとどこかにはこういったものを盛り込むということでちょっと整理をさせていただきたいというふうに思い

ます。どこかにこの趣旨が入るようには考えていきたいと思いますので、お願いします。

続きまして、政務活動費。

○議員（大石ふみお君） ちょっとこれは突飛な意見かなというふうに思っておりますが、政務活動費の交付条例があるんですが、厳正な使用と報告義務があるんですが、その罰則規定がないということで、これ、やっぱり厳正、適正に使われるかどうかということも含めて、議員の資質にも関わるというふうに思いますので、これを入れたらどうかということで提案させていただきました。

○議長（木原 宏君） ただいま御説明のとおりですが、これを追加するかどうか、御質疑をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 以前、政務活動費のこと問題になったりもして、厳しくはしていますけれども、そこをしっかりともう一度思い出す意味でも、しっかりと何らかの形であるのは問題ないのかなというふうに私は思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。大丈夫かな。

○議員（上條彰一君） 私もこれはしっかりと明記しておく必要があるんじゃないかと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません。ちょっと確認したいんですけども、今、この政務活動費についての位置づけとか条例というのは、うちの議会ではどういうふうになっているのか。そこと何か整合性というかというか、このちょっと確認したい。すみません、お願いします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） やはり、単独で規定はございます。ですから、ほかのものと一緒に規定があるので、それを守るのは当然なんだけれども、改めてここに載せるというような意味合いかと思います。

○議長（木原 宏君） 個別には、もちろん規定はあるということで、あえて、より襟を正すという意

味でここに入れていくということでは一致はしたのかなというふうに思いましたので、これも追加していくということで、よろしくお願いをしたいと思います。

これで全て終わったかな、終わりました。ありがとうございます。

○議会事務局長（秋武典子君） 戻るところがあります。

○議長（木原 宏君） 戻るのはどこだっけ。

○議会事務局長（秋武典子君） 漠然としたところを、頭に置くのか、曖昧な表現の1号を頭に置くのか、最後に持っていくのか、残すのか、取るのか。

○議長（木原 宏君） そうだ、ごめんなさい。この1号の部分がちょっと一番大変そうかな。この部分について、そこについて御意見をいただきたいと思います。

御質疑が引き続いてあれば、ちょっと整理をする方向で御意見出していただければと思います。

○議員（上條彰一君） 先ほども発言をしたんですけども、具体的な規定で漏れる部分というのは、いろいろ年数の経過だとか、そういったときにあるわけで、だから、政治倫理基準に当てはまらないというふうにならないように、ここできちっと幅を持たせておくということは必要なので、冒頭というよりは、最後のところに持っていって、置くというのが一番収まりがいいのかなと思いますので。

○議長（木原 宏君） 再度の意見でいろいろ、規定ができないものもあるので、最後に回して、前後に掲げるもののほかみtainな形で規定していくという案でございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私、この条例をつくる全然専門家でもないんですけども、その観点からのコメントなんですけれども、ほかの条文を見てもその立てつけというか、何か書き方というのは、大体この1号のところに、この全体のところがちょっと理念上のものが示されて、とんとんというふうにいっているような気がする。

でも、今、上條委員としては、具体的なことを示して、最後にそのまとめとして位置づけるというそういう、何かそれって何か示し方というか、条例の何かそういうものがあるのかどうかというところなんですかね。

そのあたりのところが、ちょっと条例、条文という示し方があるんだと、前に議会基本条例なんかのときもそういう助言をいただいたので、そのあたりのところの何かルールなのか、セオリーというか、そのあたりのところちょっと聞きたいなと思います。

○主任（小林直岐君） すみません、そのあたり調べて、ちょっと次回でもよろしいでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 今、追加するものも出てきましたので、全体の並びもちょっと見ていただいて、形にしていいただければと思います。

○議員（山本みちよ君） もしできれば、その第3条、議員はと入っていますけれども、そのこのところにこの理念的な部分置いて、遵守しなければならぬということ、あととんとんといくような方向も、もしあれば考えていただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） このところは、ちょっと整理をかけますので、今日のところは結論を見ず、宿題という形にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません。ごめんなさい、宿題の内容なんですけれども……。

○議長（木原 宏君） 宿題の内容は、別に事務局が預かる。

○議員（稲橋ゆみ子君） 文言とかもいいんでしょう。だから、条文の全体をまた持ち帰る。

○議会事務局長（秋武典子君） この1号ですか。

○議員（稲橋ゆみ子君） そう、1号で。

○議長（木原 宏君） それは、また次回に持ってくるということになると、出てきたものに対してまた提案する形になるので、意見があれば、後ほど直接事務局とちょっと案をやり取りしてもらって、そ

れで事務局のほうで調べたり、整理したりで、こういう形みたいなものをお示しいただくというほうがいいと思いますので、そこで、稲橋議員、そこはよろしいですか、それで。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、ここに示したのがあるので。

○議長（木原 宏君） もちろん、これで示したやつでいろいろ調べて、後に持ってくるとか。お預けしているという意味だから。

○議員（稲橋ゆみ子君） 分かりました。

○主任（小林直岐君） すみません。ちょっと2点ばかり確認させていただきたいことがございまして、次回に向けて案をつくるに当たって、1号について、前半と後半は一続きに読む文なのか、それとも、別々のことを言っているのか。ここを先に確認できないかなというのがまず1点と。

○議会事務局長（秋武典子君） 市民全体の代表として、品位と名誉を損なうような行為の一切を慎み、今は慎みという単語ですけれども、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれがある一切の行為をしない、おそれがある行為をしないことというのが、慎むことでその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれがある行為をしないということなのか、慎むということと、疑惑を持たれる行為をしないということは別物なのか。

○議員（頭山太郎君） これは、だからもめたわけです。ここは、今おっしゃったところが、どっちを取るんだということでもめたので、もめないように作り変えてください。

○議長（木原 宏君） 独立させる。

○議員（山本みちよ君） やはり、できれば政治倫理基準、具体的に書いたほうがいいと思いますので、別建てのほうがいいのかと思います。

○議長（木原 宏君） 分かりづらい表現を避けるということで、前と後ろそれぞれ別建てで文言をつくっていただくと、整理していただくということでもよろしいですか。

あともう一つ。

○主任（小林直岐君） あともう一つは6号なんですけれども、先ほど冒頭の政治活動に関しを削除という形で決まったかと思うんですけれども、そうするとあらゆる寄附が受けられないという形になってしまうかと思います。

ちょっとそこがちょっと心配になりまして、表現を変えるか、あるいは何か別の表現を考えてくるという宿題でもよろしいかと思うんですけれども、ちょっと一応そこだけ確認させていただければと思います。

○議長（木原 宏君） 確かに、今御指摘があったとおり、ここを取ってしまうとあらゆる寄附というものでもかなり対象が広がると、どれが適正で、どれが適正じゃないかというものは分からなくなるので、これに代わる文言をなのか、それともそういった考えになるともうこのままいくという考えもあるのかなとは思うので、もしあれだったら、このままいったほうがよさそうですね、何か。

確かにあらゆる可能性が広がっていくよりも、政治活動に関しという部分を残したほうが、それはカバーできるという形かなと思いますので、じゃ、その部分は……。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうしましたら、逐条解説のほうに、政治活動に関しというところを説明は……それはできない。

○議会事務局長（秋武典子君） 逐条解説、前にもちょっと御説明しましたが、例えば議員の側からすると、私たちはそれに気をつけて行動したり、あとは審査についてもそこを注意するということになるんですけれども、法的な縛りはまるでないものなので、そこに従いますというのを、市民ですとか、あとはその審査会に対して強制することはできないという形になります。

また、訴えになった場合、訴訟の場合でも、それは参考程度にしかないという形にはなりますので、必要なものであれば条文に残す必要があるかと思

います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ということでございますので、残すという形でよろしいのかなと思いますので、その方向でお願いしたいと思います。

ほかになれば、皆様方の御協力によりまして日程4、政治倫理基準の検討が終了できました。

次に、次回検討会議の日程を確認いたしたいと思います。

次回、会議は事前にメールやクラウドにてお知らせしているとおり、令和5年5月15日午前10時に開催を予定しておりますので、委員会室に御参集をお願いしたいと思います。メンバー以外の議員の傍聴も可といたしたいと思います。

以上で、本日御協議いただく案件は終わりましたが、皆さんからほか何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） なければ、これをもって立川市議会政治倫理条例検討会議を散会いたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

〔散会 午後0時39分〕